

災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置について

現場代理人の兼任については、「災害復旧工事に伴う現場代理人の常駐義務緩和措置要綱（平成29年玖珠町告示第82号）」により常駐緩和を講じていますが、今後災害復旧工事を相当量発注する見込みであることから、下記のとおり臨時的措置を実施します。

1 対象工事等

以下の条件を全て満たす工事について、合計**5**件まで現場代理人の兼任を認めることとする。

ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により兼任が適当でないとは判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 兼任に係る工事が玖珠町の発注する令和2・3・4年度災害復旧工事であること。
- (2) 各工事の請負金額が4,000万円未満であること。
- (3) 当該現場代理人が当該工事以外の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

※ 令和5年1月1日から、対象工事の請負金額要件を変更しました。
(3,500万円未満→4,000万円未満)

※ 大分県が実施する災害復旧工事の特例措置に係る現場代理人常駐緩和の取扱いにより現場代理人の兼任を認められた工事については、原則対象外とする。

2 申請

受注者は、現場代理人を兼任するときは、現場代理人兼任届出書（様式第1号）を工事監督する執行機関に提出しなければならない。

3 適用期間

令和4年10月1日以降に指名通知を行う工事に適用する。ただし、現在施工中の工事については、条件等に該当していれば施行日前でも適用できるものとする。

4 変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼任している工事が、変更契約により請負金額が4,000万円以上となり、兼任対象工事の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置する必要があります。

5 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守してください。

- (1) 現場代理人は、常に工事担当課監督員と連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取り締まりを徹底すること。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図ると共に、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

6 兼任の取り消し

「現場代理人兼任届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければなりません。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼任を継続することが不相当と認められる場合。
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼任を行った場合。

7 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼任配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 受注者は、兼任配置の工事において、工期内の履行を徹底すること。

この内容は、玖珠町のホームページにも掲載しています。様式についても玖珠町ホームページからダウンロードできますので、利用してください。

[玖珠町ホームページ](#) → [しごと・産業](#) → [入札・契約](#) → [制度改正について](#)